

「M情報デスク」サポート団体
 救う会大阪 NO!民主桜組
 米国に原爆投下謝罪を求める会
 大阪の公教育を考える会
 スパイ防止法の制定を求める会
 外国人参政権に反対する会・関西
 日教組の憲法行為を自及する市民の会
 竹島を奪還する会・関西
 靖国神社に眠る御霊に感謝する会

MASUKI INFO, DESK FIGHTING REPORT



No. 128
 【発行・編集】
 MASUKI情報デスク
 増木直美
 大阪府豊中市上新田2-6-25-113
 TEL 090-3621-1509
 FAX 06-6835-0974
<http://mid.parfe.jp/>
 mid@jewel.ocn.ne.jp

教育基本条例の早期成立を求めて



上 高橋史朗先生と一緒に「『基本条例』全国へ飛んでいけ!」とシュプレヒコール
 下 大阪維新府会市会、今井、美延両幹事長に要望書を手交

実行委員会 中曾千尋子

平成24年2月25日、「教育基本条例」早期制定を求める緊急集会」が大府研修会館で行われ、「M情報」が事務局を担当した。参加者は全国から地方議員80名、一般120名の大盛況。
 一部は高橋史朗先生の「今、なぜ教育基本条例かー破壊的教育改革を大阪から全国へ」と題しご講演(現在文字起こし中)。2部で大府維新府会市会、今井、美延両幹事長、現役の先生を交えパネルディスカッション。最後に全員で要望書を採択した。

要望書

松井一朗知事 橋下徹市長
 大阪維新の会府議団幹事長 今井豊殿
 同 市議団幹事長 美延映夫殿
 この度、大阪維新の会が提案されました「教育基本条例案」の趣旨説明や、賛成討論等を熟読しました。そして一行一行ごとに「そうだ!」「そのとおり」「当たり前やんか!」などと声が出てしまいました。
 資源のない日本、競争に打ち勝てる「生きる力」をもった強い子供を育成しなければ

- ① ばならない。そのためには教育現場から「ゆとり」などと「鍛える」ことを放棄してしまった「日教組を排除する」。それが教育正常化を願う我々にとって長年の悲願でした。
- ② (選挙で選ばれた) 首長が教育内容を決める
- ③ 保護者・地域住民等が積極的に関与
- ④ 子供の特性を活かした学校選択制
- ⑤ 校長・副校長の公募制

2月28日から始まる大阪府会では、橋下新市長はこの「教育基本条例案」を提出されると聞いています。また、大阪府議会で、今審議の真っ最中で、ほぼ原案通り決まりそうとか。
 私たち、大阪の、関西の、我が国の教育を憂う仲間が本日、橋下市長の母校である北野高校の庭先に集いました。そしてこの条例成立のためできる限りの応援をしようと呼び合いました。
 松井知事、橋下市長、両議会におかれましては、この条例案に反対する勢力を力強く蹴散らし、1本の骨も抜かれることなく早期に成立させるよう、強く要望いたします。
 平成24年2月25日
 「教育基本条例」
 早期制定を求める緊急集会
 参加者一同

教育基本条例制定攻防戦

平成24年2月12日、今月28日から始まる大阪市議会で、大阪維新が提案予定の、「教育基本条例」の早期制定を求めて街頭演説を行なった。

この日、午後3時45分より「教育基本条例」に反対するシロアリ軍団主催で「人の環」で大阪市役所を取り囲むとい

という情報を入手しました。

私事、1年間、深い反省の下、街頭活動を自粛しておりましたがこれだけはさせてはいけないと思い、急遽『教育基本条例』の早期成立を強く求める市民の会」を結成し、早速と街頭活動を行ないました。



3時より市役所に陣取り、シロアリは出てけ！ とリリーで街頭演説。彼らが宣言した、3時45分、猫の子1匹たりとも環は作らせませんでした。

各位の協力のおかげ、大勝利

であったことをまず報告します。聞くところによると、我々が帰ったあとで「コンコン」と環もどきみたいなのはあったらしいんですが・・・。

さて、詳細はYouTubeをご覧下さいなのですが、(YouTube) 大阪維新の会教育基本条例 街頭演説 人の環 で検索) 何とこのとき、電動車椅子に乗った青年が我々に突進してきました。私は車椅子を止めようと全面に立ちましたら、逆に車椅子に押し引かれそうになり、足首に軽傷。電動車椅子があんなに力があるとは思いませんでした。

青年は即、警察に取り押さえられました。が新手的特攻隊です。この青年は、身体障害と精神障害の二重の障害者でした。

市職労は障害者まで出演させ抵抗してくる。狂気としか言いようがありません。怪我をしたのが私だから良かったものの、車椅子の青年だったらどうするつもりなのでしょう。彼らはいつも「人権」「人権」と叫んでいるのに障害者の人権をなんと考えているのでしょうか。障害者を自分たちの運動の小道員位にしか考えていないのです。やっていい事と悪いことがあると思いません。 マヌキ

大阪府議会では3月23日、「教育基本条例」が力強く成立するようです。市議会の方は、3月議会での成立を見送り、5月議会へ継続と決まりました。5月に向け、今一度応援したいと思えます。

救つ会大阪、2勝！ 総連の固定資産税減免取消訴訟

救つ会大阪が京都の西村氏にお願いし、京都市に対し朝鮮総連関係施設の固定資産税減免取り消しを訴えていた裁判に判決が出ました。これで神戸について2勝。もちろん0敗、残るは大阪市です。取り急ぎご支援に感謝します。

朝鮮総連関係施設の非課税は違法 処分取り消しは却下、京都地裁 2012/2/24 22:33 サンケイ

京都市が「公益性」を理由に、朝鮮総連関係施設の固定資産税などを非課税としているのは違法として、市内の男性(42)が市などに対し、課税免除処分の取り消しなどを求めた訴訟の判決が24日、京都地裁であった。瀧華聡之裁判長は「公益性を客観的に確認せず、違法に公金の課税を怠った」として非課税を違法と認定した。

判決は京都市が総連の拒否で施設内の状況を確認していないことや、金正日総書記(当時)の肖像画が掲げられた施設もあったと指摘。総連と無関係の地域住民がどれだけ利用していたのかが不明。公益性を認めるに足りない」として、非課税を違法と判断した。

一方、処分取り消しについては、京都市が行政処分の手続きではなく、市条例に基づいて非課税としているため「取り消す対象となる処分が存在しない」として訴えを却下した。

総連関連施設をめぐる同種訴訟では、熊本市の減免措置を違法とした福岡高裁判決が19年に最高裁で確定。それ以降、全国の自治体で見直しを進める動きが広がった。

議会でもエンジン全開！ 大阪維新の会 上島一彦 24年3月20日大阪府議会一般質問

教育行政基本条例及び府立学校条例について

◇問1「教育委員会制度の形骸化・教育委員の罷免」

今回、大阪府では初めて行われた公募により、女性教育委員が就任されましたが、これは画期的な事です。

一方で、生野教育委員長が、新聞の取材で、「教育委員長は常勤化すべき」とコメントされていますが、教育委員が非常勤であるため、活動できる時間に制約がある等、課題が多いのも事実です。

教育委員会議の回数、傍聴者の数、議事録の公開、また、教育委員会議以外の場で実質的な決定がされていないか等を、つぶさに検証して、公開性や透明性を高めるべきであり、今、「教育委員会制度の形骸化」を危惧する声は、全国で高まっています。教育委員会制度のあるべき姿について、知事から国に問題提起されては如何でしょうか？

また、教育目標を達成できない教育委員は、罷免されて当然です。例えば、教育委員が、具体的にサボタージュを行うなどの、目標を達成しようとしないう行動をとっているにも関わらず、自己評価で「良」とする場合、教育行政基本条例の規定で知事は教育委員を罷免できるのでしょうか？ 見解を伺います。

◆答1(知事) 現在の府教育委員会については、知事との意見交換や教育視察など、精力的に活動していただいていると考えているが、教育委員は非常勤であり、その活動時間に制約があるのは事実。

教育委員会制度のあるべき姿としてどのようなものが相応しいか、これは幅広い議論が必要であるし、国民的な合意の下で設計されるべきと思うので、私からそのことを国に訴えていく。

教育委員の罷免については、議員お示しのようなケースについては、教育委員の行動の状況によっては地方教育行政法上の罷免事由に該当する場合もあると考えられる。該当するかどうかは、教育委員が自ら行う点検・評価の内容を十分に吟味し、判断しなければならぬと考えている。

◇問2「学力テストの学校別結果の公表」
9月議会において、教育委員会は、府による学力テスト結果の一律の公表は、学校の序列化にも繋がるなどの懸念から、行うべきではないと答弁されました。

教育行政基本条例では、第3章の「開かれた教育行政」の中に「府民との連携協力」という内容が示されており、その趣旨からすれば、府が実施する小中学校の学力テストの結果となる「個人や学校別の正答率」について、保護者に情報提供すべきですが教育長の見解は。

◆答2(教育長) 府による学力テストの学校別結果の一律の公表に対する考え方は変わっておりませんが、学力テストの結果について各小・中学校の教育の状況を保護者に丁寧説明することは、保護者との連携・協力の観点から学校教育の充実に資するものと考えております。

府教育委員会としては、今年6月に実施する「大阪府学力・学習状況調査」において、児童・生徒、保護者に提供する個人票により、個々の子どもたちの結果と併せて学校の結果を伝える事とした。
◇問3「保護者の責任」について
親の責任と義務について、教育基本法第

10条「保護者は子の教育について第一義的責任を有する」と規定されている。

欧米では、親の責任が、法律で厳しく問われています。フランスでは、親が教育義務を放棄した場合は罰金・禁固刑、子供が理由なく月4回以上学校を欠席した場合は親に罰金を課されます。イギリスでは、「子育て命令法」違反の場合は罰金、滞納した場合は禁固刑を科し、子供が更生し登校できずまで最長1年間、親の講習を義務付けます。アメリカでは、「子供を置き去りにしない法律」で、不登校は親の怠慢とみなされ、罰金かボランティア義務が課されます。

家庭教育の在り方、保護者の責任について、知事の考えを伺います。

◆答3(知事) 家庭はすべての教育の出発点であり、子どもの成長の基盤となる家庭教育の役割は重要。保護者は、子どもに対し、基本的な生活習慣や自立心・自制心、社会的なマナーを身に付けさせる教育を行わなければならないと認識。

家庭教育が、本来保護者の自主的な判断に基づいて行われることに配慮しつつ、保護者が責任と自信を持って子育てにあたることのできるよう支援していく。

◇問4「府立高校の再編整備」

府立学校条例では、「3年連続で定員割れし、改善の見込みがない場合は再編整備対象」としています。「大阪のつっぺん」にある府立・能勢高校では、ここ数年、定員割れが続いていますが、豊能町・能勢町を合わせた広大な面積の中で、他に私立高校も無く、平均通学距離が9kmと極端に遠く、電車等の通学手段も無く、地域の子供達にとっては、能勢高校が唯一の地元校です。

府立高校の再編整備にあたっては、このような地域の状況なども十分に配慮して取り組んで頂きたい。教育長の見解を伺います。
◇答4(教育長) 府立高校の再編整備につ

いては、教育の機会均等に配慮しつつ、将来の生徒数、志願の動向、当該校の特色などととも、所在する地域の特性として、能勢高校の場合など、地域において私学の補充性がなく、電車等の手段がない通学不便な事情等、個別の事情をも総合的に勘案し、効果的かつ効率的に進めていく必要があると認識している。

◇問5「学校協議会・授業評価」

保護者等で行く学校協議会に、保護者は不適格教員を校長に申し立てる事が出来ますが、「モンスターパーアレンツ」を助長する懸念があります。

学校協議会が、公平かつ客観的な観点で、保護者の申し立てを取りまとめる等、制度設計をさつちりと図るべきです。

また、学校協議会では、府立学校条例の施行に伴い、学校経営計画や学校評価についての協議、保護者の申し立てについての調査、特に不適格教員をめぐり出す必要があるなど、その責務は大変重くなりますが、責務を果たすためにどのような環境づくりが必要でしょうか？ また、生徒や保護者による授業評価を教員の勤務成績に反映させる事を条例で明記するのは都道府県で初めてですが、授業評価を受ける事を拒否する教員が現れたら、どう対応するのでしょうか？

現在、府立高校で実施されている「生徒による授業アンケート」では、各校でばらつきがあり、すべての教員の授業評価を得る制度設計が必要ですが、見解を伺います。

◆答5(教育長) 議員お示しのとおり、保護者からの受容性を欠いた意見により、教科指導や生徒指導など教員の前向きな取組みが阻害されることが有ってはいけないと懸念している。そこで府立学校条例案では、
《次頁3段目へ》

河村名古屋市長発言と歴史の真実 濱口和久

《河村名古屋市長の発言の波紋》

河村たかし名古屋市長は2月20日、市役所を表敬訪問した中国共産党南京市委員会のメンバーと会談した際、旧日本軍による「南京事件」について、「通常の戦闘はあったが、南京事件はなかったのではないか」と発言した。

これに対し、中国外務省の羅照輝アジア局長は22日、「歴史の歪曲」と強い不満を表明した。南京市も行政当局の交流を当面中止すると発表した。

《南京の真実》とは何か》

日本軍が南京を占領した昭和12(1937)年12月13日、南京には日本人、シナ人だけでなく、欧米の居留民やマスコミが多数いた。しかも、日本軍が南京入りした際には、欧米人たちを中心に、市民の安全を守るための南京国際委員会が組織されていた。つまり、南京占領は衆人環視のなかで行なわれたのである。

南京は東京都世田谷区くらいの面積しかなく、南京国際委員会のメンバーには行動の自由が認められていた。そうした状況で、現在の中国側が主張する20万、30万人の虐殺が行なえるのだろうか。

実際に、この当時、欧米の一流新聞・雑誌で、虐殺が起こったと報道したものは一つもない。

ナチスドイツのホロコーストは明らかに事実であるが、「南京大虐殺」は実際には存在しない。これは東京裁判(極東軍事裁判)を行なった連合国が作り上げた冤罪なのである。特に米国が、焼夷弾による東京大空襲や広島・長崎への原爆投

下により、市民(非戦闘員)を一瞬にして30万人殺した行為を正当化するために「南京大虐殺」をでっち上げたと断言しても過言ではない。

当時、南京の人口は多めに見積もっても20万人しかいなかった。東京裁判が正しいとすれば、日本軍は南京市民全員を殺したということになる。

ところが、南京国際委員会の調査では占領後の人口は減るところか、半年後には200万人に増えているのである。

《虐殺の証拠はマギー牧師証言のみ》

東京裁判では、南京国際委員会のメンバーだったマギー牧師が生々しい証言をして、世界中の注目を集めた。検察側は、マギー牧師の証言こそが虐殺の揺るがぬ証拠だとして自信満々であったが、弁護から「牧師自身が実際に見た殺人は何件でしたか」と尋ねられると、「たった1人です」と証言している。マギー牧師のように、南京を自由に歩き回ることのできた人ですら、日本軍による殺害をたった1件しか目撃していないのである。

《弾薬不足だった日本軍》

日本軍のなかに、一部不心得者がいたことは事実である。しかし、殺人事件は、南京に紛れ込んだシナ兵の便衣隊に悩まされていた日本軍が便衣隊と市民とを間違えて殺害したものがほとんどであり、戦争状態を考えればしかたがないことである。

虐殺というからには、組織的かつ連続的に人殺しが必要ならぬ。南京の日本軍が持っていたのは通常兵器だけである。しかも、日本陸軍は一度として潤沢な弾薬を持ったことはない。丸腰の市民を大量殺害するための弾の余裕などなかったのである。

《前頁末尾より》 保護者からの授

業等に関する個々の意見は、直接校長に申し立てるのではなく、学校協議会が公平かつ客観的な観点から、その妥当性等について調査審議することとし、今後そのような観点で、制度設計を図る。条例の施行に伴い、学校協議会委員の責務が重くなることは議員お示しのとおり。委員が、その責務を果たしやすい環境づくりに向けて保護者等の学校外の人材に教育に関する有識者を加えるなど、委員の構成や協議会の実施回数及び開催時期などについて十分検討する。また授業参観や学校行事への参加など、委員が学校の状況を把握するために必要な情報をしっかり提供する必要があります。府教委として協議会が適切に運営されるよう学校に運営マニュアル等を示したい。

授業評価について、現在も、すべての府立高校において、生徒による授業アンケートを実施しているがその内容や実施方法は各校でばらつきがあり、授業評価として活用するためにはそれらを統一したものにする必要があると考える。今後、「授業評価力イドライン」を改訂し、平成24年度中に、生徒や保護者による教員の授業を評価するシステムを構築してまいりたい。

◆再質問 生徒や保護者による授業評価を教員の勤務成績に反映させることについて、自分の授業を生徒に評価される事を嫌がる教員が出る可能性がある。

授業評価を受ける事を拒否する教員が現れたら、どう対応するのか？

◆再答弁 教育長 教員が生徒による授業評価を拒否する可能性について、無いとは言えない。学校において校長に責任を持って指導、説得してもらう。教員の意識改革と併せ、授業評価が教員に定着するよう努力する。

◇問6 「校長の公募・副校長の設置」

府立学校において校長を内外から公募するのであれば、外部から採用される校長と、内部から採用される校長では、任期の有無に差があるため、大阪市の区長のように給与面で差をつけるべき。現役バリバリの優秀な民間校長を採用するには任期付き採用というリスクに伴う対価が必要だ。

また、維新の条例案では教頭を廃止し、「副校長」を置く事としていましたが、教育委員会案では副校長設置が削除されています。教員の頭としての「教頭」から、マネジメント側としての「副校長」に変える事により、校長の孤立化を防ぎ、サポートを強化すべきですが、いかがですか。

◆答6(知事) 外部から採用される校長と、内部から採用される校長と、給与面で差をつけるべきとの意見に対しては、職務に応じた給与が原則と考えており、校長の職務と権限に見合った処遇となるよう、今後、差をつける事も含めて検討する。

(教育長) 府立学校条例案には規定していないものの、副校長については、教育委員会規則で規定すれば設置できる職であり、副校長の設置を否定するものではない。校長がマネジメントに専念できるよう、校長を補佐する職の権限と責任を強化する必要がある。副校長の設置も含め、今後その方策を検討していく。

◇意見 昨年のW選挙の前に、大阪維新の会で8名の府立高校・校長と意見交換したが、民間校長と教員内部から採用された校長ではものの考え方に随分と差があった。

府下100の府立高校すべてにおいて、現・和泉高校のような民間校長が増えれば、大阪の教育は確実に良くなる。

今日のツツキー！

東京都議会議員 土屋敬之

ふざけるな！国会 公務給与と不当削減 自分たちは何も削らない

2012.02.29

こんなばかげたことがあるのか。

【記事】

国家公務員給与を削減する特例法が16日の参院本会議で、民主、自民、公明などの賛成多数で可決、成立した。2011年度人事院勧告(人勸)の0.23%引き下げを昨年4月にさかのぼって実施した上で、12年度から13年間は人勸分も含めて削減幅を計7.8%とする。人勸で示された水準以上に給与を引き下げるのは1948年の人事院発足後初めて。(時事通信)

公務員への批判があるのは十分に理解できる。しかし、まじめな公務員があることも確かだ。

悪い慣習は廃止する。人事考課は徹底する。処分も適正に行う。効率を求めめる。外郭団体は極力なくす。民間委託できるものはする。

これは、私が37年ぶりに「東京都公務員制度改革」を実施した時の基本理念だ。その結果、年間1000億円の無駄使いの是正。職務時間中の「有給」での組合活動は概ね無くなった。

《私が、一律給与削減に反対する理由》

そもそも、公務員給与には一定のルールがある。人事院勧告に基づいて、給与が決定することだ。仮に、そのルールが不適切と言いつのならば、そのルールを変更することから始めなければならない。

「世間の公務員批判に乗じて」そのルールを超えた削減をすることは適法とは言えない。

第二に、私が主張したように、問題あることは何かを検証し、その是正を図る。そのことのでかかなりの成果がある。検証する「手間」を省いて、短絡的に削減すれば、「やる気のある人間の給与までが削減され」役人の質は低下する。

第三に、「役人はすべてだらしない」だから、一律に公務員きゅよを下げればいい」とする主張は、行政機構を知らない、単に大衆迎合型の政治主張だ。例えば、国会でも、法案ひとつ作るのに、法制局なしには出来ない。何故か、関連法規との整合性を取らなければならないからだ。これは、私が実際、議員立法を担当していらから言えることだ。彼らがいなければ、法体系が「変形する」都議会でも同様だ。

第四に、公務員でも生活がある。供与が高いとの批判があるが、それは「だから、言い訳ばかりしている公務員」に對して言えることだ。だから、そんな公務員は「辞めてもらえはいい」しかし、まともな公務員は「働いてもらう」ことが大切。

家のローンもあるし、子供の学費もある。雇用は一種の契約だから、それは原則守るべきだ。『民間は終身雇用もなくなり、ボーナスもない』との反論のあるかもしれないが、では、全部、一律、削減削減で、「消費」つまり物を買おうと言っ行動はどうか。

なるか。

物を買わない。商品が余る。デフレは進行。「コスト削減で安い商品を作ろうとする。工場は海外。雇用は益々不安定。外国人労働者が流入する。」

大体、そんな状態にしたのは小泉内閣だ。それを支持したのも国民だ。それでいて、いまだに「小泉人気」が衰えず、息子は「アイドル」国会で売られている瓦せんべい小泉版は、おみやげの第一位。

今の不況の責任は第一に小泉改革。第二にそれを支持した国民にある。その反省もないままに、この国がかろうじて生きているのは官僚機構があるからと言っ、冷静な観察なしに、「役人が悪い」では、短絡極まりない。

公務員制度改革は必要、労働三権を保障し、その代り、不適切な公務員には辞めてもらう。日教組などその典型。

それには、法改正が必要だ。その議論をしなければならぬ。今の民間給与・雇用体制に問題がある。経済対策もしていないようなもの。大体、国会経費の削減はしないところ大きな問題がある。

私は、ここでも「一律議員給与の削減には、反対」かかるものはかかる。定数を是正すればいい。

公務員の給与はルールを無視して削減するが、国会経費削減はしない。秘書は、特別職国家公務員(政策、第一、第二)その秘書給与は「人事院勧告通り」???

ばかを言っちゃあいけませんよ。このバカげた政策に、マスコミはほとんど沈黙。多くの大臣、多くの委員長は、役人の資料なしで役目は務められない。先例が優先するのが常識。理由は、細かなことまで規則に書けないからだ。都議会民主党の諸君は、都議会の先例を

議長人事で無視し、「そもそも先例なんて関係ない」と言ったが、代議士秘書を経験していれば、そんなことは言えない。私は、筆頭秘書時代、先例集は必携で、いつも時間があると読んでいた。

末端秘書しかしていないから、「先例なんて関係ない」と言える。それはそうだろう。使い走り、「पी」取りに先例はないから。

逆説的に言えば、そんな心構えだから、筆頭秘書にもなれるわけではない。

不可なのは「連合」！ 勤労者の生活を守る言いながら、組合費を集めている。この問題も、終身雇用復活も、TPP 反対もどうした!!!!!!

組合費で豪華な食事をし、コンパニオン付の宴会や、ゴルフをしている時か!!!!!!

先日、何かのニュースで連合会長の自宅が放映された。東京のどこかはわからないが、超高層高級ファッショナブルマンション。マンションの断面は楕円形で、豪華に輝いていた。あくまで外観だけだが、3〜4000万円程度のマンションには見えない。ひよっとすると億はするのかもしれない。ひと昔前、組合貴族という言葉が流行ったが、貴族ではなく殿様だ。

先日、大阪の橋本市長は大阪市バスの運転手の給与を4割削減すると言いだした。労基法では1割以上の給与をカットは出来ないから、(00)年ほど前、経営者になりたての頃の私「増木」は、何かの労基法違反で毎月監督署から呼び出されていたっけ。どのような手法で実現させるのかはわからないが、市バスの運転手が800万近い給与をもらっている。しかも市バスは大赤字。どう考えても納得いかない。

増木

酒井信彦の日本ナシヨサリスム

元東京大学教授 酒井信彦

シナ人の土地買収に超鈍感な日本の国と政治家 2012年2月14日

2月7日の読売新聞(私が見たのは電子版)に、埼玉県が外国資本による土地買収に、事前届け出制を導入しようとしていることが、報じられている。それによると、「水源地周辺の土地が中国など外国資本に買収されるケースが全国で相次いでいることから、埼玉県は近く、土地取引の事前届け出制を柱とする水源地域 保全条例案を県議会に提出する」というのである。成立すれば全国で初めてで、最も土地買収が進んでいる北海道でも、同様の条例制定が計画されているという。

この記事には、2006年から2010年まで5年間の、国土交通省林野庁調べによる、「外国人・外国法人による森林取得」の表が付いていて、北海道・山梨県・神奈川県・長野県・兵庫県・兵庫県の5道県で40件の事例が確認されており、合計面積は620ヘクタールとなっている。このうち圧倒的に多いのは北海道で、他の4県の方は各1件、合わせても10のヘクタールに過ぎない。ただしこの調査は、どれだけ実態を反映しているのか、はなはだ疑問なのである。

この埼玉県の条例制定については、読売新聞の同日の埼玉版にも記事があり、その目的と限界について、もっと詳しく説明している。「県が制定を目指す水源地域保全条例は、首都圏の飲み水に貢献する水源地域を、外国資本が買収に乗り出してきた場合にどう守るかという懸念に対し、地方

が警鐘を鳴らすものだ。背景には、安全保障上、『国の弱点をさらけ出したままではないのか』という危機感がある。課題は「トラブルに発展しそうな買収を抑止する実効性だ」。つまり国がやらないから地方がやらざるを得ないというわけだ。しかし県にできることは限られていて、「現在、国の法制度は、外資による土地取引を無条件に禁じていない。このため、今回、許可制の導入は見送らざるをえなかった。県レベルの取り組みとしては、事前届出制が限界だ」とある。

この外国人とくにシナ人の土地買収については、2月3日の産経新聞にも関連する記事があった。それは湯浅博記者によるコラム「くこのあとさき」欄で、タイトルは「気がつけば土地セールス」である。その中に、「この問題では、日本の水源林が外国資本に買収され、離島で森林が伐採されている実態から自民党議員らが法改正に動いた。菅直人前内閣は昨年4月よつやく、すべての森林について所有権移転で事後の届け出を義務付ける法改正をおこなった」とある。

つまり先の林野庁の調査は、この法改正の以前だから、実態を全く反映していないのである。埼玉県は、事後の届出では不十分だと判断しているのであり、許可制は無理としても、事前の届出制にしようとしているわけである。条例の対象地域は、先の読売の埼玉版によれば、秩父市など4市、毛呂山町など13町、それに東秩父村の森林地域である。先の湯浅記者の記事は、外国人による

土地所有について、日本以外の外国の例を色々教えてくれて貴重である。「つい最近も、外国資本が在日米軍基地や自衛隊基地周辺の不動産所有を進めており、安全保障を脅かす事態が出てきた。事後の届け出では後の祭りなのだ。国際規範は安全保障に關わる外国資本による土地取得の制限を認めている。米国や韓国のように許可制にしなければ、やがて手に負えなくなるだろう。国土が荒らされる前に再改正することを望む」と指摘する。規制の対象や範囲がもう一つ明確ではないが、アメリカや韓国では、許可制であることが分かる。

そもそも湯浅記者の記事は、その冒頭に谷垣自民党総裁の、外国人による土地所有に関する発言を取り上げ、それを批判することによって展開されている。その谷垣総裁発言とは、『人民日報・海外版』の日本語版第四号に載ったもので、同誌の編集長のインタビュに対して、次のように発言しているという。「以前、貿易黒字が続いていた頃、日本企業はアメリカのロックフェローセンターを購入しました。その時も、アメリカ人は日本に反感を抱き、抗議しました。忘れてはいけないことは、日本の市場で売買は自由です。中国の投資家が日本で不動産の取引をしても決して違法行為ではないのです」

湯浅記者はこれを、「中国資本に日本国内の土地買収を推奨しているような印象を与える」と評しているが、湯浅氏が指摘する谷垣発言の最大の問題点は、相互主義について全く盲目な点である。「日本企業が米国の不動産を買ったことができるように、米国企業も日本で土地が自由に買える互恵の關係にある。ところが、中国は外国資本に限らず土地買収を認めていないから、あちらでは借りるしかない」

館の場合を取り上げている。中共では「日本大使館をはじめ各領事館の土地はいわば賃貸である。一方の中国は、日本国内にある7カ所の公館のうち、大使館を含む4ヶ所を所有している。相互主義に基づけば、中国の在日公館の土地はすべて賃貸でなければ公平性を欠く。米国はその立場から中国公館の土地所有は認められないから、日本はいかにもおめでたい」。アメリカは相互主義を貫いているのに、日本はそれができていない。日本が一方的に不利な、不平等關係である。

中共公館の土地は中共の領土と同じだから、我が国は明確に領土を侵略されているわけである。公館による完全な土地所有に對してすら、これだけ鈍感なのであるから、一般のシナ人による土地買収を警戒する意識が、国にも政治家にも全くないことは、けだし当然なのかもしれない。しかもマスコミでも、それが問題視されることは殆どない。アメリカでは、日本のロックフェローセンター買収にマスコミが大騒ぎし、結局大幅な安値で買い戻された。まさに日本はシナ人にとって、侵略対象として、これ以上のない絶好の力モである。

朝鮮学校の補助金をめぐる、大阪府、大阪市に対し監査請求準備中 救う会大阪

平成22年度、大阪府は朝鮮学校に約8500万円、大阪府は2400万円の補助金を支出している。それがいいか悪いかは今更説明は要しない。監査請求、行政訴訟で取り返すか、放置してくれるかの問題だ。23年度は3月9日、約8000万円の交付申請があった。

ひげの隊長トークショー

防人を励ます会 斉藤健一

「防人を励ます会」の若手会員の斉藤健一さんからメッセージを頂きました。いろいろと感動しましたので、おそそ分けしたいと思います。

先ず、若い当会員である斎藤さんが佐藤さんのトークショーに参加された事、その結果に涙された事、その報告を寄せられた事、更に参加者の9割が若者だった事。

「今どきの若者は……」との批判は、ラミッドにもあったと聞きますが、日本の「今どきの若者は」、年配者より遥かに危機感を持ち、日本を何とかしないと自分達の時代が心配だ、と真剣に考えているように思います。

私達年配組の役割は、そのような若者を経験とノウハウで善導する事だと思っています。最後のご奉公という事で、若者との接点を増やし、積極的にアプローチしたいと思います。「防人を励ます会・学生会」を編成するというのは如何でしょうか？

ごうそごう一読頂き、「高見をお聞かせ下さい。」
「防人を励ます会」事務局長 桑田佳彦

桑田様
お世話になります。佐藤正久参議院議員(ヒゲの隊長)のトークショーに参加し、実は帰りの電車でも滅多にないことですが涙が止まらなかつた。

以下拙い文章になりますが、内容を吟味していただき、是非「防人を励ます会」会員に御紹介頂きたくお願い申し上げます。

尚、()内は斉藤の意見、感想、聞き逃し部分に対しての想像です。

1、涙の箇所

東日本大震災の救助での自衛隊の御活躍の一例です。3歳の男の子さんが見つからなくなったお母さんがいました。4月下旬になり、自衛隊は、その子と思しき御遺体を収容しました。なにせ一月半が経過しておりますので、御遺体の損傷は激しい。自衛隊ではお母さんに御遺体をお見せするのを躊躇った。

お母さんのお子様である確証がないので、まず服をお見せした。(ユニクロか、あかちゃん本舗か百貨店の謎分かりませんが、お母さんならすぐお分かりなる)

うちの子に間違えない。お母さんは、(御遺体に対面し)子供に呼びかけた。

「よかったねー。自衛隊さんが助けてくれたんだよ。今度生まれ変わったら自衛隊になって、みんなのお役にたとうねえ」

それを聞いた隊員達は号泣し、涙が止まらなかつたそうです。

(残酷だが、わが子に対面できてよかったと思います。ハムの宣伝ではないが腕白でなくても、遅くなくても、我俣勝手でも勉強できなくても、駆け足遅くても、兎に角生きていてくれさえすればとお母さんは思った筈ですね、坊やに呼びかけた言葉はまさしく奥から湧いてきた言葉ですね。悲しみを共にした周りの隊員さんの情景も浮んできました。)

2、隊員の御活躍
歳はかない若い隊員が、首のない若い女性の御遺体を背負う。(拒否せず

黙々と任務を遂行する)今後のメンタル面が心配である。御遺体を抱き上げると、その体液が袖口から(タフタラ)入ってくる(洗濯は出来ずまたその服を翌日着ると別の機会に聞いた。

宇都隆史議員の話によれば現地では、消臭剤が隊員に一番喜ばれたとのこと(16000体の御遺体収容のうち、10000体は自衛隊による。瞬発力は消防隊員が勝るが、持続力は、自衛隊であり日頃の訓練の成果である。6000名の自衛隊員は、御家族との連絡を取らないまま、救援活動に参加した。

3、トークの後の質問

斉藤「①東京裁判史観、学校教育、先生括弧日教組、教科書、マスコミ、隣国括弧支那、半島、ロシア、民主党、左翼、このどうしようもない行き詰った状況下で日本人の国防意識を復活させる為に、議員も国民も何をどうすればよいでしょうか？」

②言いにくいことですが、自衛隊が竹島尖閣に、法を破り旋やぶって行ったらどうなりますか？以上ですがお願いします」

佐藤議員「まず二番目からお答えしましょう。文民統制から自衛隊は出ない。仮に竹島に行ったら武力衝突になる、エスカレーションしたらどうなるか(考えてみて下さい)。

最初の御質問ですが
・韓国みたいに徴兵制が一番よい。自衛隊や警察のように、団体行動、上下関係の中で自分が我慢しても公のために(の規範で)行動訓練を半年間でもする。それにより死生観を持たせる。自分を犠牲にしてでも公のために
福祉の真逆をすればよい。それが一番手取り早い。学校の先生を一年間位自衛隊に入れればよい。

自衛隊と言つのは教育集団である。その訓練教育を通じ、10人で成果を出す。能力の低い者もいるが皆で力を合わせ成果を出す。普通のことでは、無理(自衛隊でなければ出来ない)。(折りしも大学は東大をはじめ秋入学を実施との由、であれば半年間をボランティア活動でなく、体験入隊すればと思います。)

4、現代の若者について
大橋様からいただいたメールの中で御紹介されたアンケート結果に興味を持ちました。

「日本の若者達？が国を守る為に闘うか」という質問に「YES」と答えた人は、僅か15%であった。

仕事や、行楽、街を行き交う人々が、国防の意識があるだろうか。誰かがやってくれるんじゃないか、自衛隊がいるではないか。果ては、日本人が血を流さずしてアメリカさんが流してくれるんじゃないか。いや国際紛争など起こるわけがない。

まるで他人事であろう。個人の幸福も、栄達も、医療も警察も司法もなにもかもすべて、固あってこそなのに。我々はみな「日本丸」の乗組員なのだ。

長年技術系の仕事をしているから数値には敏感で15%はきつかった。そんな中で佐藤議員のトークショーには、約40名中90%が若者であった。若者から質問が出なかったのは残念だったが佐藤議員の御著書サイン入りの販売には長蛇の列が出来たのが救いに思えました。お読みいただきありがとうございます。

斉藤健一
「文字数合わせのため、文意を変えず多少加筆しました。お許しください。」

台湾は神聖不可分の日本天皇の皇土

台湾民政府役員 黄 惠瑛

「台湾法的地位」の真相

H24-3-1

「台湾民政府」幹事長、林志昇が米国連邦法廷で米政府と闘った経緯と成果

大東亜戦争終戦からの 60 年間米国に隠蔽されてきた「台湾国際地位」の真相は、今でも「米国軍事政府占領下の領土」であるとの事実を発見した林志昇氏は、米国の曖昧な対台湾政策に終止符を打ち、サンフランシスコ平和条約の規定に基づいて、米国は主要占領権国 (Principle Occupying Power) として、本土台湾人に「台湾民政府」を設立させるべき責任を追及する為、2009 年 10 月 24 日、「台湾国際地位と台湾人権保護」の訴求で、米国連邦裁判所を通じて米政府を告訴した。Case: 1:06-cv-01825-TMS

あれから五年の月日が経つ。その間、林氏は台湾の有識者、政治家、民進党台独派からペテン師扱いにされ、彼の「法理論述」は姑みを含んだ誹謗で排斥された。更に、台湾で米国の代理占領統治している「亡命国中華民国」は、真相の暴露を恐れ、新聞、TV で「台湾地位未定」問題の論議を全面的に禁止封鎖し、民衆の知る権利を蔑ろにしてきた。

然し、林志昇の「法理建国論述」を信じ、追従するグループは、その屈辱と阻害に耐え、自己の理念と信念を堅持、歯を食いしばって莫大な訴訟費を捻出しながら林氏を援助、応援し米国法廷で米政府と闘ってきた。幾度かの厳しい攻防戦を乗り越え、遂に……。

2009 年 4 月 7 日… 米連邦高裁は

「64 年来、本土台湾人は無国籍であり、国際社会で承認された政府は無く、台湾人は今に至るも政治煉獄の中で生活している」との判決を下した。

これは、「台湾人は中国人で無く台湾は中華民國の領土でもなく、台湾の国際地位は未定である」との有力な証拠となった。

2009 年 7 月 8 日… 原告林志昇は米連邦高裁に上訴。Case: No. 09-33 戦後初めて林氏が本土台湾人を代表して、太平洋戦争の征服者米国に対し、国際法、戦争法、サンフランシスコ講和条約及び米国憲法に基づいた陳情訴状を提出した。

2009 年 8 月 9 日… 最高法廷での弁論に、被告米政府代表の國務省は、抗弁権を放棄すると宣告した。米国の法律では、被告 (米國務省) が抗弁権を放棄することは、原告 (本土台湾人) が原审で被告米政府に提出した告訴状は全て正確であると米國務省が承認したことになる。

2009 年 10 月 5 日… 米最高裁の宣告：(本案を放置、審判俟ち)

これは、米国政府が 4 年来、本土台湾人に実施した事務行事に対して抗弁しないのは、全て承認したことになると判断した最高裁は被告 (米國務省) に対し、今後はサンフランシスコ平和条約の規定に従って正確に事務を行うべきと要求した。

かくして米政府は抗弁権放棄後、止むを得ず法に従って戦後の台湾処理業務

を再開始した。そして今、4 年間の訴訟成果が徐々に現れてきたのである。

其の美跡は：

1 米政府は林志昇グループが既に 2008 年 2 月 2 日成立させた「台湾民政府」

(Taiwan Civil Government) を認め、

「台湾民政府」は 2010 年 4 月 25 日、

台北の交通部国際会議センターで、第一次世界大会を開催した。

2 米政府との協議を経て、2010 年 7 月

4 日「台湾民政府」は米国首都ワシントン DC に駐米代表処を設置、蔡明法氏が初任駐米代表に就任した。

3 更に、米政府との協調で 2010 年 9 月

8 日米国首都ワシントン DC の Four Seasons Hotel (四季飯店) で祝賀会を開催、米國務院、米国防務部、米国安部、

米司法部からそれぞれ人員を派遣し合計五人の官員が祝賀会に参加した。米側

の出席貴賓は約百名、台湾民政府人員は約八十名集まり、双方で盛大な祝賀会を開催した。

4 米國務省から、二枚の額縁入りの写真が贈られた。一枚は、オバマ大統領の就任宣誓式、もう一枚は日本の皇居二重橋の写真である。

それは、台湾の法的地位は「日属米占」であること示唆した。

5 2010 年 11 月 6 日台北の欧華ホテルで台湾民政府第一次内閣会議を開催。國務総理大臣と六州各州長が任務報告、米

国からも人員派遣して参加。

台湾民政府は、米国代表処設置後、米政府と頻繁に密接な連絡を取っている。中華

民国の与党と野党は冷ややかな不信の目を向け、或る民進党幹部は「我々の与党時

代でさえ、米国から直接交渉の声がないのに、名も無い台湾民政府に直接声を掛ける

筈はない」と否定するが、「台湾民政府」

は、平和条約規定の法に適った正当性ある機構だと米政府は認めている。奇妙なことに、中華民國政府の内政部までが、「台湾民政府」を合法組織だと認めている。

中華民國体制内の国民党、民進党は、台湾主権を擁しない亡命政権機構であるが故に、米政府の交渉対象としての資格はないのである。民進党が不満であれば、米政府に法理論で反論すれば良い。尚、他人の成果にけちを付けたがる野次馬連は、台湾民政府設置協議の米政府との往來書簡や、祝賀会に参加した官員の名簿を公表して証明せよと迫るが、既に米政府の同意で「台湾民政府駐米代表処」が 2010 年 7 月 4 日ワシントン DC に設置済み、同年 9 月 8 日に米官員も祝賀会に参加している事実が、虚構でないこと実証している。機密である「外交密議の書簡」は一般民衆に公表しないのが常識であることを知らないのは、あまりにも非常識である。

林氏グループの弛み無い訴訟でやっと過去の過失に目覚めた米国が、今本土台湾人に対する贖罪で、台湾地位未定問題の解決に馬政権の代理占領を終結させる準備を水面下で整えていると云うのに、不勉強で愚かな台湾人リーダーや政治家が、未だに嘗て台湾人精鋭を虐殺した残忍且つ腐敗極まる「中華民國」を擁護し、台湾を含め憲法に服従、偽民主化の独裁政権の枠内で振り回され、反撃も報復する能力も無く、只無意味な亡命政権の選挙活動に終始しているのを見ていると、馬鹿馬鹿しく、60 年経っても、其の奴隷性を払拭できず、目先の既得利権にしがみついている台湾人が憐れで情けなくなる。

目前、台湾人政界で本気に外来亡命政

権を駆逐し真剣に台湾建國達成を考えている勇敢なリーダーは、誰一人見当たらない。嘗て、民主化に貢献し、林志昇の「法理建國論述」を支持、米国の訴訟を激励してきた元中華民国総統李登輝氏でさえ中途で理念ががらりと変わり、亡命中華民国体制からの脱却を考えないのは何故なのか？

それは、蔣経国との中華民国保持の密約を破棄できないのか、或いは、過去の総統身分の栄光を失いたくないからなのか？ 合理的疑問が沸く。

台湾社会の政治混乱と中国の台湾併呑の危機を招いている主因は「中華民国の台湾存在」にある。中華民国の台湾占領を終結させない限り、台湾問題の根本的解決はあり得ないことを台湾有識者や政治家は肝に銘じるべきである。最近の台湾地域に於ける微妙な米国の動きを見よ！

1 台北近郊の内湖金湖路 1000号に建設中の二万坪の米軍領事館 (A-1T) は、近期中に完成する。単なる領事館に何故二万坪の面積が必要なのか？ それに借用期間は、66年+66年の半永久的。其の敷地内には800名の海軍陸戦隊員の宿舎が建てられている。それは何を意味するのか？

2 台湾台中の清泉崗空軍基地、花蓮の佳山空軍基地、台南の左營基地等は、米軍の管轄下となった。米空軍最新戦闘機 F-22、F-35 米軍隊員が進駐している。其の領空は米軍にコントロールされる。夜間の民間機飛行は禁じられている。夜間に香港から飛んできた民間機が着陸できず、香港に引き返した例がある。今基地の台湾空軍隊員は早期退役を迫られている。

3 先回の尖閣島付近の日米軍事演習は、尖閣島を守るだけでなく、中国の台湾侵略を牽制する目的がある。日米安保には台湾海峡も含まれている。演習に参加した F-22 戦闘機は台湾の空軍基地から飛び立ったのである。

4 中国国民党の亡命政権が台湾を名義で中国と ECFA (経済協力枠組み協定) を締結したのは「国内協定」だと表明した (Raymond F. Burghardt) が「ECFA は米国と中国との協定であり、台湾と中国は WTO に加盟している二つの会員である故、双方の ECFA 協定は WTO の審査を受けるべき」と反論した。

5 2010 年の 10 月 30 日、日本元総理安倍晋三を台北松山空港と東京羽田空港間の日本航空の直航便就航儀式に要請したのは米国側である。それは、馬政権が松山空港と上海空港間の直航便を中国の国内便に仕立てる企図があるのを睨んで、早急に国営の日本航空に命じて台湾間との日本国内線を発足させたのは、中国に対する見せしめである。馬英九の安倍氏に対する冷たい待遇は、其の所以である。日本は平和条約に依ると未だに台湾の「残余領土主権」を握っている。

6 米国は何故 30 年経ってから再び、1950-1980 年間の台湾に於けるアメリカ人の足跡 (American Footstep in Taiwan) の写真展示会を台湾の高雄、台南、台北三大都市で開催したのか？ それは、「主要占領権国」である米国の過去の台湾占領事実を再現し、本土台湾人に歴史の真実を認識してもらおうのが真意である。

7 米國務卿クリントン氏は、争議中の南沙海領域支配権問題は国際法で解決すべきと強い意志表明したのに対し、中国は「それは資本主義国家の国際法であり、中国は従わない」と反対した。それに対しクリントン氏は「中国の軍事力に実力が付いてからそう発言せよ」と撥ね返した。それは、そんな度胸があるなら戦争を起こして見ろと云う意味である。2011 年 11 月、米オバマ大統領は「アジア太平洋重視」を表明し、対中戦略を大転換させた。

8 東日本大震災発生後、日本駐在の米軍が眷族を台湾に避難させる為、台湾 A-1T (米領事館) の官員が公務を休み、台湾の税関を制御し、眷属 600 名全員をリザ無して台湾に入国させた。中華民国の外交部は干渉することはできない。

9 米軍政府の要求で亡命政府中華民国軍隊のロコマーク (白日) 2011 年の月末から全て削除された。これは、ROC 軍隊廃止の意味なのか、2014 年から台湾の徴兵制度は廃止される。米政府に台湾法的地位は「日属米占領」と示唆された台湾民政府は、2011 年 12 月 20 日、官僚 1500 名の団体を組んで、日本を訪問、靖国神社参拝と天皇陛下誕生日に参賀し日本台湾人としての責務を果たしてきた。

10 戦後、日本政府に日本国籍を剥奪された無国籍の台湾人に、米政府は台湾民政府の要求に応じて「台湾公民身分証」の発行権を与えた。2011 年 12 月 31 日、1000 名分の「米国製 ID カード」が発行された。確かに米国は 2006 年末から、対中政策が変わり、中国を牽制しだしている。日本の弱腰政権と、台湾馬政権の中国急傾斜が影響しているかもしれないが、林志昇氏の対米訴訟で、台湾に対する米国の曖昧政

響していることは否めない。台湾民政府の要求は全て法理に通っている、米政府に拒絶する理由はない。台湾人の未来は徐々に明るくなっていく。

本土台湾人よ！ 偽民主の外来独裁政権に振り回されるな！ 馬政権は既に ROC の台湾占領終結が眼前に迫っていることを認識している。知らないのは台湾人政治家だけだ。

強かな馬政権閣僚は、今逃亡費用造りに専念している。公共施設工事の拡大等、莫大な工事費から賄賂を稼いでいるのだ。その他 145 億元掛けた花の博覧会や公務員の 18% 預金利息など、台湾人の血税を使い果たしてから退却する心算である。この様な暴政に対し、軟弱な台湾人は何もできない。

唯一の対策は、米国に圧力を掛け、「国際戦争法」で「中華民国」を駆逐し、本土台湾人の「台湾民政府」が立ち上がるしかないのである。



ひのきみ裁判を巨撃し 徳永信一 弁護士も支持

ひのきみ法廷監視人 空花正人 2012-1-17

今日、16日の最高裁判決がマスコミで流されていますが、現場に立ち会った私としては、違和感をもって、反論します。何が「処分」に一定の歯止めですか。つまり食いする左翼迎合報道は許せません。とくにテレビ朝は原告団の旗持ち行進をやラセで撮影していたから。担当者「小林」が原告団事務局長・近藤と図って演じた。TBSお前も同罪だ。東京新聞の女子社員は原告団と名刺交換していただけないか。

最高裁事務員よ、原告団に便宜を図るな。原告の特別傍聴券20枚は仕方ないとしても、そいつらが一般傍聴人に紛れ込んで整理券をゲットするのを許可したと、近藤が吐露したのを私は聴いてしまった。

最高裁判決は昨夏連続した一連の判断は踏襲している。すなわち、原告教員らの憲法判断は却下、都教委のいわゆる10.23通達にもとづく校長の職務命令は合法。学校の秩序や規律は守るべき。ただ河原井純子のような不起立だけをくり返しただけで停職は過重だという。それは甘すぎる。そうした言っても聴かない確信犯をのさばらせるだけだから、通達で縛りを強めた歴史的経緯を知るべきだ。しかし根津公子は格別に物理的妨害行為をしたのだから処分は当然。・・・いいか教員たちよ、戒告処分までは行政の裁量権内だ。甘んじて受けろ、しかしいつまでも繰り返して言い訳

はない。それでは学校の秩序は保てない。本日複数の同時判決がなされた。

「きみがよ不起立教員は甘えるな、学校の秩序を守る義務がある」

これは明確に示されている。・・・これが最高裁判官の真意です。(反対意見を唱えた宮川判事だけではどうにも度し難い奴だが)

それがどうでしょう。減給、ましてや停職処分はされないという@歯止め@が効いた判決だということです。ましてや橋下・石原の掣肘になったとよろこぶのは完全に甘い。

~~~~~  
大阪の徳永です。  
空花さんの意見に賛成します。  
宮川反対意見も卒業式等の式典における君が代日の丸儀礼の必要性はみとめており、その妨害行為は許されないとされています。ただ、不起立は妨害ではないから不利益処分を課すのはやりすぎという立場からの反対意見です。最高裁判決に反対する声明をだしている弁護士会の立場からみても、随分と後退した意見だなという感覚で受け止めています。

「不起立の繰り返しだけで停職処分は重すぎる。」  
というのはどうかという批判もあることでしょう。それでも、戒告処分には勤勉手当の不払い、昇給の停止等という事実上の不利益があります。更に戒告を繰り返すとそれ以上の処分も正当化されえます。

公務員にとって毎年繰り返し返される卒業式での戒告は、決して軽いものとは思いません。また、維新の会がいうように、1回の戒告であっても、「研修」を

命じ、更に、2回目の戒告を受けるようであれば、重い処分にもできるという趣旨を最高裁判決から読み取ることも可能です。実際の運用上、全く問題は無いのではないのでしょうか。

わたしは、エホバの証人たちのように、「偶像崇拜禁止」の教義によって国旗国歌儀礼への参加を拒否するという場合、戒告程度の処分です。十分だと思っています。もっともエホバの証人は、「国歌」だけでなく「校歌」も歌わないそうですが、

反日左翼思想を信条にしている方々の内心の自由も、そうした特殊な宗教的信念と同じ扱いで、優しく見守ってあげればよいのではないのでしょうか。

先週の「朝まで生テレビ」では、国歌起立条例に反対する元大阪市教育委員長の池田氏が、

「不起立教師は、本当に少数なのだから、これを特にターゲットにして処分するということ」を条例にするまでもないだろう。」

という立場からの反対論でした。多くの、ひのきみ訴訟支援者は、自分たちの置かれている状況をしって愕然としたと思います。

とにかく、最高裁は、日の丸君が代儀礼を公立学校内で実施することも、起立を命じる職務命令も内心の自由に反するものではなくて合憲であるとしたのです。そしてその判決の先例部分は先日の最高裁判決をもって微動だにせず、むしろ揺るぎなく定着したなということを感じています。

もともと、ひのきみ問題を、内心の自由の問題として扱うことには、これに反対していた左翼教育学会(日本教育学会)がありました。彼らによれば、君が代斉唱の実施自体が、教師集団の自由を侵害して「不

当な支配」を行うことであり、「内心の自由」を理由に君が代式典で起立しないというのは、思想を理由にした「一般的義務の個別的免除」に問題を矮小化させるというものです。

良心的兵役拒否の問題として世界で議論されている問題の枠組みと同じだという批判です。ほとんどの国では良心的兵役拒否を認めません。認めるとしても宗教的な信仰に基づく場合に限られており、世俗敵な思想良心に反するという理由での兵役拒否は認められない傾向にあります。

世俗的な思想信条を理由にした一般的な義務の拒否を認めてしまえば、例えば、税金を支払うことは絶対に認められないという信条を持つ人だとかの税金逃れを許すことになってしまいます。

宗教的信仰と世俗的信条とは、政教分離にみられるように、その扱いは全く異なります。

しかし、日本の特殊性として宗教的信仰自体が世俗化しており、両者の区別はいまいです。多重信仰は普通ですし、創価学会等の新興宗教を除き、伝統宗教間において排他性は強くありません。他方、東欧では政教の分離だけでなく、イデオロギーと政治の分離についてまで憲法に規定されている場合もあります(ポーランド等)。

こうした宗教的信仰と世俗的信条の相対化は、かつての神道と習俗論を再び憲法論に甦らせ、政教分離の相対化をすすめるための論理的な根拠となると考えています。

その意味において、ひのきみ最高裁判決は、奥の深い良い判決だと思っています。



# 西村修平が語る日本イデオロギ

## 主権回復を目指す会 西村修平

### 実効支配(軍事)が全てを決定する 竹島問題

―領土問題の決着は歴史認識や法的根拠ではない―  
H24-2-24

2月22日は竹島の日、この日の由来を今さらどこのどこの論ずることもないが、当地、島根県の松江市では自民、民主の国会議員らが出席した「竹島を取り返せ」とした集会が開かれた。参加者から聞いた話では、今年の集会では珍しく国会議員らへ、「これまでの不作為を糾す激しいヤジが浴びせられた」ということであった。集会の度に、壊れたレコードのごとく千篇一律に繰り返す決意表明に、一般参加者の堪忍袋の緒が切れたらしい。

竹島問題の本質は実効支配が完了していることに尽きる。竹島が我が国固有の領土であると法理を尽くして説明しても何の意味もない。ハーグの国際司法裁判所に訴えようも、相手が「そんなもの知らん」といえばそれまでだ。

領土の実効支配とは軍事占領を伴っていることである。この冷徹な現実を無視した国会議員らの「奪還」論は説得力などなく、お経の文句のように虚しい限りである。

戦争とは政治の延長、外交上に横たわる国家と国家の軌轢を解決する最終的手段は戦争である。この場合の戦争は誰が決定して、誰が指導するのか。戦争とは政治の延長、つまり政治を生業(なりわい)にする政治家たちである。

戦争とは偏に政治家の意志に集約されるのであって、その強固な意志を持った政

治家の存在無くして、軍事占領されている竹島を軍事的手段(戦争)も視野に入れた外交交渉など出来るはずがない。見回したところ、わが国で戦争を訴える政治家は皆無である。

我々国民はこうした政治家不在のなかで、尖閣諸島を含めた領土問題の解決を模索しているのである。

領土問題は歴史認識と同様に、法的根拠の正当性や史料あさりで帰属先又は真実が決定されるものではない。自然科学では実験などの客観的データを集約することによって、万人が納得または屈服せざるを得ない真実が証明される。しかし、領土問題や歴史認識は自然科学と根本的に異なり、現実の軍事的占領や声を大に訴える側にその正当性が存在するのである。

(文字数合わせのため少々加筆 増木)

### 雪ニモ風ニモマケズ! 韓国大使館前でアンチ「水曜デモ」

H24-3-11

2月最後の29日は久しぶりの大雪となつたが、寒気のだいぶ緩んできた証であり、春到来を告げる雪でもある。

今年の寒気は例年に無い厳しさらしく、都内では梅の名所でもある小石川植物園などは梅がまだちらほらとしか咲いていない。ブログを覗かれている方々におかれは風邪など召されぬようお気を付け頂きたい。

さてその大雪の29日、韓国大使館前にプラカードを掲げる女性らがいた。

慰安婦強制連行の捏造を糾弾する抗議だ。降りしきる雪の中に立ち尽くす姿は異彩を放っていた。名もない、力もない一市民がこうした大雪という気象条件を顧みずに、国家の名譽を守るために芯まで身体を凍えさせて無言の抗議を行っている。この姿を国会議員らは何と見るのか!

乱舞する淡雪すくへば如月の  
天の花びら雫と消ゆる  
厳冬に灯りをともす如く咲く  
梅一輪の愛(かな)しき温もり



右の写真、この襷、大阪の日本民族行動会議議長、細田政一氏が手作りでプレゼントしたとか。本人大変気に入っているようだ。

自民党は「河野談話」を白紙撤回せよ。

毎月第3水曜日

12時~13時

自民党前にて抗議街頭演説会

数ある歴史捏造で、その最たるものが従軍慰安婦強制連行を肯定した「河野談話」だ。亡国の談話「河野談話」を踏襲しておきながら、シナ、朝鮮の精神侵略と戦うことは永遠に出来ない。  
西村修平



# 「絆」偽善はやめよう 後書き「代えて」 H24-3-11 M情報 増木軍夫

次の2つの記事を見ていただきたい

## (A)がれき受け入れ86%が難色 放射性物質の拡散懸念

2012年3月4日 共同

共同通信が実施した全国自治体アンケートで、岩手、宮城両県のがれきの受け入れについて、回答した市区町村の33%が「現時点では困難」、53%が「まったく考えていない」とし全体の86%が難色を示していることが分かった。

## (B)トヨタ作戦参加の米兵相次ぎ離日 隊員「再生、復興信じる」

2012.3.20.05:1 サンケイ

東日本震災で在日米軍が展開した救援活動に投入された約2万5千人の隊員らの多くはすでに本国や世界の駐留地に赴いた。救援任務に当たり、この1年を日本ですごした空軍兵士は「日本人ならまた再生し、復興できると信じている」と語った。

未曾有の災害に直面しながら、避難所では「ゴミが分別され、被災者自らが周囲を清掃する姿に」「協力し合って復興に向けて動き出す日本の姿をみた」。米兵に温かいスープレを差し入れる被災者の姿には「どんな境遇でも秩序正しく他人を思いや余裕のある日本人に感銘を受けた」とも話した。

~~~~~  
A記事とB記事。どっちが本場の日本人なんだ。Bのような日本人もいる。しかしAの記事をみて愕然とせざるを得ない。瓦礫引き受けを反対している県(人

頑張りろう」などと言うな。そのようなポストは街に1枚も貼るなー白々しい。「絆」とか「友情」とか安物の講師みたいにしやべるな。

瓦礫がヤバくないわけがない。しかし、ヤバくても引き受けなければならぬものは引き受けなければならぬのではないか。ヤバイ物なら余計引き受けなければならぬのではないか。黙って、応分を引き受けたい。それが「絆」であり「友情」ではないか。同じ日本列島の上に住んでいる人が困っているんだ。

常日頃、「絆」とか「友情」などと言っておきながら「一番の時」は知らん顔。恥ずかしくないのか。

「秩序」とはなんだ。自分勝手なわがままを言わないことではないか。「助け合い」「いたわりあい」「協力し合い」が日本の誇れる最高の伝統と文化ではないのか。

たった今、全く縁もゆかりもないが静岡県島田市、市長秘書課に電話を入れた。名前も知らないがこの市長、瓦礫受け入れを表明したらリコーL運動が起きて困っているらしい。

「昨夜「く」を見たものだが、市長の『福島のカシキ受け入れ』政策を高く評価したい。どんな反対があってもさらなるリーダーシップを発揮し、福島の人たちのために頑張ってください。と市長に伝えて欲しい。」と。

こんな日本に誰がした。私は全て日教組だと思つ。自分だけよければよい。自分が一番大事。自分、自分、自分。自分が大事だから全体が大事なのではないか。耳障りのいい言葉で屁理屈を正当化する。これが日教組教育です。拉致問題もしかり。

日頃、「愛を持って」「暖かく見守って」などと連発している連中に限って反対しているらしい。私は結婚以来、いや以前も、今後一生

活動資金協力のお願

【J】支援等の口座
郵便振替 0068008240547 MASUKI 情報デスク
三菱東京UFJ銀行 甲申支店 024349 普通 増木軍夫

先ずは、平素より私どもの活動に力強いご支援を賜り心から御礼申し上げます。このレポートにもありますように、私どもは「国を破壊しよう」と思っている連中」と日々命がけて戦っています。ところが問題は活動資金。子供達に誇りある国を残すため今まで以上にがんばります。何卒資金のご協力を伏してお願ひ申し上げます。

※ この、M情報機関紙は新聞の形態をとっていますが、「活動の報告書」です。特に「購読料」は設定していません。カンパをよろしく願ひいたします。

○ カンパ金の主な使途は下記団体の活動の企画運営費です。
・ 活動の資料等の発送費・道路、公園

原稿・同封資料の募集について

弊会『M情報活動報告』は、現在のところ毎月始めに全国約2000(目標5000)部発送しております。掲載ご希望の論文、情報等ございましたらごん表記事務所までお送りください。

逆い言えは「量が多過ぎ」とお叱りを受ける

嫁に「愛してる」などと言ったことはないし、口が裂けても言わないだろう。絶対言わない。しかし、津波がきて浮き輪が1つだったら、先ず嫁に渡すだろう。

使用申請料等・活動のための交通費、通信費・資料、横断幕、ピラ等の制作費・備品購入費
○ M情報が活動の企画運営を行っている主な団体
・ 救う会大阪 ・ NO! 民主「桜組」
・ 靖国神社に眠る御霊に感謝する会
・ 米国に原爆投下謝罪を求める会
・ 大阪の公教育を考える会
・ スパイ防止法の制定を求める会
・ 外国人参政権に反対する会・関西
・ 日教組の違法行為を追及する市民の会
・ 竹島を奪還する会・関西

◇ 前記口座、または同封の郵便振替にてご協力ください。

・ 改憲祈念の会

また、弊紙は郵メールで郵送しています。重さ制限は50gです。また余裕がございますので、資料等の同封が可能です。ご希望がございましたらご相談ください。

諸情報のメール配信について

弊『M情報』では、日々、全国各地の間から、または情報収集の専門家から情報が入ります。それをメールで転送します。内容はどこよりも詳しく多種多様。逆い言えは「量が多過ぎ」とお叱りを受ける